

**くまもと県南フードバレー農産物高付加価値化緊急支援事業
(県南地域フードバレー機運醸成事業) 補助金公募要領**

1 事業の概要

熊本県では、県南地域の豊富な農林畜水産物を活かし、6次産業化による高付加価値化を図るとともに、食関連の研究開発機関や企業等を集積させる「くまもと県南フードバレー構想」により、地域活性化を目指す取組みを進めています。

本事業では、燃油・資材価格高騰の影響を受けているくまもと県南フードバレー推進協議会会員（以下「会員」という。）を支援するため、八代地域におけるフードバレー構想や関連商品の認知度向上、機運醸成に資するイベント等の実施により、県南産食材や農林畜水産物加工品等の販路拡大・消費拡大を行い、会員の生産性向上や県南産食材等の認知度向上、会員の緊急的な収益改善を図ることを目的としています。

2 補助対象事業者及び補助率

- (1) 補助対象事業者 民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体
- (2) 補助率 定額（上限 10,000 千円／1 者）

3 補助対象事業

以下（1）、（2）を併せて実施すること

- (1) 八代地域におけるフードバレー構想や関連商品の認知度向上・機運醸成に資するイベントの開催

【対象要件】

- ・イベントは、令和8年11月15日（日）に、八代市坂本支所周辺で開催すること
※八代市坂本支所周辺とは、八代市坂本支所及び球磨川坂本地区河川防災ステーションのことを指します。
※準備・撤収を含めて11月14日（土）～11月15日（日）を県で仮予約しています。（使用料は不要）
- ・農産物、加工品、お酒、グルメなど県南フードバレー関連商品をはじめ熊本県南の食を幅広く募り、販売ブース等で原則、会員が出店すること
- ・ステージを設置・運営すること
- ・くまがわワイワイパーク、八竜小学校及び坂本中学校（グラウンド含む）等を駐車場とし、会場までの送迎バスを運行すること
※準備・撤収を含めて11月14日（土）～11月15日（日）を県で仮予約しています。（使用料は不要）
※なお、新八代駅周辺からの送迎バス運行を検討すること

- (2) 県南産食材や農林畜水産物加工品等の販路拡大・消費拡大のため、地元でフード

バレー商品を贈答品として選ばれるフェアの開催

【対象要件】

- ・ 八代地域の道の駅・商業施設等（5か所程度）において1か月間程度（お歳暮、地域の特産品のシーズン、バレンタイン等の期間）で実施すること
- ・ PR資材を製作すること（例：POP、バルーン等）
- ・ フードバレー関連商品の認知度向上につながる取組みであること
- ・ 贈答品としてフードバレー商品が選ばれる工夫がなされていること

4 補助対象経費に掛かる留意事項

（1）補助対象経費

補助対象となる経費は、次のア～ウの条件をすべて満たすものとなります。

ア. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

イ. 補助対象期間中に契約・支払が完了した経費

なお、補助対象期間は、交付決定日から令和9年3月14日までとする

ウ. 証拠資料等によって支払金額及びその内訳が確認できる経費

（2）対象外となる経費について

- ・ 国、都道府県及び市町村等が実施する補助金、委託費等を受給する事業と内容が重複するもの
- ・ 交付決定前に発生した経費及び令和9年3月15日以降に支払が完了した経費
- ・ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費や電話代等
- ・ 補助金応募書類、実績書類の作成、送付、手続に係る費用
- ・ 施設整備等に係る経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための経費）
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るものの取得費用等（パソコン、プリンター、タブレット端末、ウェアラブル端末、家庭及び一般事務用ソフトウェア等）
- ・ 経費の支払時に発生する振込手数料、代引手数料（ただし、経費の支払先が振込料を負担した場合、その金額分の値引きがあったものと見なし、値引後の額を補助対象とする）
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用（ホテル宿泊時の食事含む）
- ・ 本事業に使用したのとして明確に区別できない経費
- ・ その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

5 応募方法

(1) 提出書類（以下の書類を4部、郵送または持参にて提出してください）

- ・ 交付要望書
- ・ 事業実施計画書（別記様式第1号）
- ・ 添付書類
 - ① 事業経費内訳書（別添1）
 - ② 誓約書（別添2）
 - ③ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）
 - ④ 定款の写し（資料がない場合は、組織の代表者、規約等の分かる資料）
 - ⑤ 直近1期分の決算書（貸借対当表、損益計算書等）
 - ⑥ その他補足資料

(2) 提出先・問い合わせ先

〒866-8555 熊本県八代市西片町1660

熊本県 県南広域本部振興課

帯刀（たてわき）、吉田

電話：0965-33-3149

E-mail：nansoushinkou26@pref.kumamoto.lg.jp

(3) 提出締切り

令和8年（2026年）7月10日（金）17時 ※必着

6 スケジュール

1. 事業実施計画書の提出	令和8年7月10日（金）17時 ※必着
2. 審査	令和8年7月15日（水） ※個別に15分以内の事業計画内容説明を行っていただきます。計画書等を取りまとめた後、開始日時や準備物を個別にお知らせします。なお、災害その他やむを得ない事情等により審査会の日程を変更する場合があります。
3. 内定（採択・不採択通知）	令和8年7月中旬頃（予定）
4. 交付申請書提出	令和8年7月下旬頃（予定）
5. 交付決定（事業開始）	令和8年8月上旬頃（予定）
6. 実績報告（事業完了）	事業完了の日から1か月を経過した日又令和9年3月15日（月）のいずれか早い日
7. 補助金支払	令和9年3月下旬 ※必要に応じて概算払を行います。

7 審査基準等

(1) 審査基準

以下の項目について審査し、採択事業者を決定します。

項目		内容
1	実施体制 (20点)	過去の実績等を踏まえ、業務遂行に十分な知識・経験・ノウハウを有しているか
		事業遂行上の人的・物的体制が十分に整っており、スケジュールは無理がなく、円滑に業務が実施できるものになっているか
2	事業内容 (70点)	くまもと県南フードバレー構想や県南産食材等の認知度向上に資する取り組みであるか
		計画書の内容が事業の趣旨に沿っているか、新規性や発展性が認められるか
		広報宣伝の方法が効果的で、八代市民、氷川町民をはじめ広く県民に周知可能なものであるか
		地域への波及効果や経済効果があるか、事業が終了したのちも販路拡大及び消費拡大につながる工夫があるか
3	経費の妥当性 (10点)	予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか

※審査経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 通知

審査結果及び交付申請の手続きにつきましては、県南広域本部振興課から通知いたします。

8 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下につきましてご了承ください。

- (1) 交付決定を受けた後、事業費の30%を超える増減や事業実施主体を変更する場合もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、別記様式第2号により事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。